

第11章 計画の推進体制・進行管理

1 計画の推進体制

本計画は、行政だけでなく、市民や市民団体、地域の企業・事業者など様々な関係者の連携と協働により推進していきます。また、再生可能エネルギーの導入を促進するためには、施設などを設置する地域の関係者の参加や協力が必要となることから、必要に応じて個別の協議会を設置することで円滑な検討体制を構築します。

本市においては、庁内の関係各課と連携・調整を図りながら、毎年度の取組を進めていきます。

また、本計画の推進にあたっては、国や県、他の自治体の動向を注視しつつ、時代に即して計画を進めていきます。

2 計画の進行管理

(1) 計画の周知

計画の周知にあたっては、それぞれの関係者が、本計画の施策体系図に明示された、目指すべき環境像や重点目標を共有し、市ホームページや広報誌など、様々な媒体や機会を通じて周知に努めます。

(2) 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、国や県、他の自治体の動向も踏まえて、関係者が集まる協議会において、具体的な取組の実施状況に関する点検・評価を行っていきます。

計画の進行は、「Plan(計画)」・「Do(実施)」・「Check(点検・評価)」・「Action(見直し)」のPDCAサイクルで管理していきます。毎年度の報告を行い、各施策についての取組結果を公表します。また、計画の最終年度には、総合的な達成状況の評価を行い、次期計画策定につなげます。

